

2017年度 法科大学院

第二期入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 移送に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟の全部または一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てによりまたは職権で、これを管轄裁判所に移送する。
2. 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の専属管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権で、その訴訟の全部または一部について、これを簡易裁判所に移送することなく、自ら審理および裁判をすることができる。
3. 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者および尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、または当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てによりまたは職権で、訴訟の全部または一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
4. 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権で、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

問2 当事者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、貸金返還請求訴訟においても離婚訴訟においても、その名において訴えられることができる。
2. 成年被後見人は、貸金返還請求訴訟においては、その名において訴えられることができるが、離婚訴訟においては、その名において訴えられることができない。
3. 成年被後見人は、離婚訴訟においては、その名において訴えられることができるが、貸金返還請求訴訟においては、その名において訴えられることができない。
4. 成年被後見人は、離婚訴訟においても貸金返還請求訴訟においても、その名において訴えられることができない。

問3 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。
2. 補助参加の申出は、参加の趣旨および理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

3. 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる。
4. 補助参加の申出があったときは、裁判所は、当事者の申立てによりまたは職権で、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。

問4 送達に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 当事者に対する送達は、例外なく職権です。
2. 送達は、例外なく郵便または執行官によってする。
3. 送達は、例外なく送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。
4. 訴訟無能力者に対する送達は、例外なくその法定代理人にする。

問5 訴えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。
2. 訴えの提起があったときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
3. 数個の請求は、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、一の訴えであることができる。
4. 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

問6 口頭弁論に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、口頭弁論の制限、分離もしくは併合を命じ、またはその命令を取り消すことができる。
2. 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者の申立ておよび相手方の同意があるときは、その尋問をしなければならない。
3. 裁判長は、口頭弁論の期日または期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上および法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、または立証を促すことができる。
4. 裁判長が、口頭弁論の期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、攻撃または防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について、当事者に対して問いを発し、または立証を促したときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

問7 証拠の申出に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠の申出は、相手方の同意がなければ撤回することができない。
2. 証拠の申出は、口頭弁論期日において口頭ですることができる。
3. 証拠の申出は、弁論準備手続においてもすることができる。
4. 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。

問8 証拠調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、証拠保全の決定を経ることなく職権で、証人の尋問をすることができる。
2. 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、証拠保全の決定を経ることなく職権で、当事者本人の尋問をすることができる。
3. 宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
4. 宣誓の趣旨を理解することができない者を当事者本人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

問9 裁判上の和解に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨および原因ならびに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に訴え提起前の和解の申立てをすることができる。
2. 訴え提起前の和解が調わない場合において、その和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずるが、この場合においては、訴え提起前の和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、その和解の費用は、訴訟費用の一部とする。
3. 裁判所は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。
4. 当事者双方が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者双方が裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の書面をあらかじめ提出し、裁判所が事件の解決のために適当な和解条項を定めたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

問10 控訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、例外なくこれを取り消さなければならない。
2. 第一審の判決の手續が法律に違反したときは、控訴裁判所は、例外なく第一審判決を取り消さなければならない。
3. 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、例外なく事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。
4. 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、例外なく事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 写真撮影に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判例は、憲法13条を根拠として、承諾なしに容ぼう等を撮影されない自由があるとしている。
2. 判例は、現行犯ないし準現行犯の状況が存在するときに限り、捜査としての写真撮影が許されるとしている。
3. 判例は、捜査機関が、覚せい剤が入っている疑いのある宅配便の荷物につき、荷送人・荷受人に無断で、宅配便業者の承諾を得て、令状なしにX線検査を行った行為につき、違法としている。
4. 判例は、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置（オービスⅢ）による運転者の容ぼうの写真撮影が許されるとしている。

問2 被疑者の勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 勾留の請求権者は、検察官及び司法警察員である。
2. 勾留を認めるためには、被疑者に、「住居不定」、「罪証隠滅のおそれ」又は「逃亡のおそれ」のいずれかの要件がなければならない。
3. 裁判官は被疑者に被疑事実を告げ、これに対する陳述を聴いてから、勾留の可否を決定しなければならない。
4. 勾留請求するためには、同一事実について逮捕されていることを要し、これを逮捕前置主義という。

問3 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜索差押許可状には、被疑者の名前と罪名のほか、「捜索すべき場所、身体又は物」、「差し押さえるべき物」が記載されなければならない。
2. 捜査機関は、捜索差押許可状を執行する場合、処分を受ける者に令状を呈示しなければならない。
3. 被疑者を逮捕する場合には、令状によらないで捜索・差押えすることが認められる。
4. 判例は、覚せい剤事犯において、尿の任意提出を拒む者に対しカテーテルを用いて

体内から強制的に採尿することは、「医師をして医学的に相当な方法により行わせなければならぬ」との条件を付した捜索差押許可状によっても許されないとしている。

問4 訴因に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因とは、検察官が審判を求める主張としての具体的事実と解されている。
2. 審判の対象について、公訴事実なのか訴因なのかについて対立がある。
3. 訴因は、できる限り日時、場所及び方法をもって特定しなければならない。
4. 判例は、日時につき6年以上もの幅を持つ記載をした場合は、訴因の特定として許されないとしている。

問5 訴訟条件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 親告罪の告訴を欠く公訴提起は無効である。
2. 有罪の確定判決があるとき、同一事件につき再度の審判は禁止される。
3. 公訴時効は、近時の法改正により、その期間が短縮されている。
4. 公訴時効は、犯罪行為が終わった時から進行する。

問6 公判期日の手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 起訴状朗読や被告人の罪状認否などを行う手続を冒頭陳述という。
2. 証拠調べは、請求、相手方の意見聴取、証拠決定、証拠調べの実施という順序で行う。
3. 証人は出頭、宣誓、証言の義務を負う。
4. 証人尋問は、交互尋問方式で行われるのが通例である。

問7 裁判員制度・公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判員裁判対象事件は、必ず公判前整理手続に付される。
2. 公判前整理手続には、新たな証拠開示制度が設けられた。
3. 公判前整理手続終了後は、やむを得ない事由がない限り、新たな証拠調べを請求することはできない。
4. 裁判員は裁判官とともに事実の認定を行うが、刑の量定は裁判官のみが行う。

問 8 証明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 厳格な証明とは、証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適法な証拠調べを経た証拠による証明をいう。
2. 手続に関する事実については、自由な証明で足りる。
3. 構成要件該当事実については厳格な証明を必要とするが、違法性阻却事由に当たる事実の不存在は自由な証明で足りる。
4. 刑の加重事由に当たる事実も厳格な証明を必要とする。

問 9 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 任意性を欠く疑いがある自白の証拠能力はない。
2. 刑訴法は、公判廷における自白についても補強法則の適用があるとしている。
3. 判例は、無免許運転の罪につき、運転行為のみならず無免許であるという事実についても補強証拠が必要としている。
4. 判例は、被告人と共に犯罪を実行したと述べる共犯者の供述も「自白」として自白法則及び補強法則の適用を受けるとしている。

問 10 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 伝聞法則は被告人以外の者の供述に適用され、被告人の供述には適用されない。
2. 言葉の内容の真実性でなく、言葉の存在自体を情況証拠として用いる場合は伝聞証拠ではない。
3. 鑑定人の作成した鑑定書は伝聞証拠であるが、鑑定人が公判期日において真正に作成したことを供述すれば、証拠能力が認められる。
4. 商業帳簿は伝聞証拠であるが、業務の通常の過程において作成された書面として証拠能力が認められる。

(解答は全て解答用紙に記入すること)